

第16回北方領土問題対策協会分科会議事録

1. 日 時 : 平成21年3月2日(月) 16:00～17:12
2. 場 所 : 北方領土問題対策協会会議室
3. 出席委員 : 上野分科会長、大隈委員、大森委員、小町谷委員
4. 議事次第 :
 - (1) 開 会
 - (2) 平成20年度業務実績の評価基準について
 - (3) 各評価表について
 - (4) 業務方法書の一部変更について
 - (5) 長期借入金・償還計画について
 - (6) 閉 会

○上野分科会長 定刻になりましたので、大隈委員は遅れて来られるということですので、早速始めさせていただきます。

本日は、まず、議題が幾つかありますので、それからちょっと御説明申し上げます。

まず最初に、平成19年度事業の評価について、資料1「各事業年度の業務の実績に関する評価基準」に従って進めていかということについて確認したいと思います。

次に、これに加えて、資料の2「総合評価表(案)」、それから資料の3「平成20年度の業務実績の項目別評価表(案)」を用いて評価を実施することとしてよいかどうかということをご諮りたいと思います。

総合評価表と項目別評価表についてですが、項目別評価表は、平成20年度計画をもとに作成されております。それから、両評価表とも整理合理化計画や平成19年度評価の際にいただいた北対協分科会の意見、及び総務省の政策評価・独立行政法人評価委員会の意見を踏まえて、昨年使用したものと評価基準等に変更が加えられておりますので、事務局から変更内容等について簡単に説明を受けた後に、私たちが意見を言うということにしたいと思います。

それから、その後、続いて北対協の方から3月5日の内閣府独立行政法人評価委員会において意見を聴くこととしている長期借入金及び業務方法書の変更について説明を受けたいと思います。

最後に、事務局の方から今後の予定等の説明を受けて、閉会するということにしたいと思います。

このようなやり方でよろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○上野分科会長 それでは、そのように取り扱いたいと思います。

それでは、早速ですが、資料の1、評価基準について、昨年からの変更はありませんけれども、これを用いて評価を行うということでよろしいかどうかということですが、いかがでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○上野分科会長 よろしいですか。

それでは、次に、各評価表の確認となります。

資料2の総合評価表について、事務局から説明をお伺いしたいと思いますが、よろしくをお願いします。

○金原係長 総合評価表につきましては、中期計画の各項目に関しまして、先生方に評価を御記入いただくことを想定しております。

評価項目という欄が左側にございますが、この評価項目の欄は、中期計画の各項目を挙げているものでございます。

1点だけ、前回の評価委員会で大森先生から御指摘がありましたように、裏返した2ページ目のⅢの「法人の長等の業務運営状況」というところがございますが、ここについて、法人の長等それぞれについて評価した方がよいという御意見ございましたので、理事長、専務理事、監事についてそれぞれ項目を設けております。

総合評価表については、以上です。

○上野分科会長 ほとんど昨年同じということで、Ⅲのところは役職別に3つに分かれたということで、あとは同じということですね。

○金原係長 そうです。中期計画自体は昨年度と違いますので、今の中期計画を基本に評価項目を立てているということでございます。

○上野分科会長 資料2の評価表はこれでよろしいかどうかということですが、御意見あるいは御質問等はいかがでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○上野分科会長 それでは、今年度の評価、実績評価をするに当たり、この評価表を用いることで決定ということにしたいと思います。

続きまして、資料3の色刷りのものですが、この項目別評価表について、事務局から説明を受けたいと思います。よろしくをお願いします。

○金原係長 項目別評価表につきましては、今年度の計画の各項目に沿いまして評価いただくものでございます。

評価指標の欄、あるいは評価基準の欄にいろいろと記入しておりますが、ここについて、昨年度とほぼ同じところもございまして、若干変更したところもございまして、若干変更したところを中心に御説明申し上げたいと思います。

1 ページ目につきまして、評価指標、評価基準等につきましては、ほとんど変更がございません。

2 ページ目の、評価項目の2番目の欄、内部統制・ガバナンス強化に向けた検討を行うというところがございます。ここにつきまして、評価基準のところに「十分なコンプライアンス体制が整備されているか。」という項目をつけ加えておりますが、これにつきましては、昨年度行っていただきました評価につきまして、参考3の7枚目、独立行政法人北方領土問題対策協会というところがございまして、コンプライアンス体制の整備状況についても評価をきっちりとしてほしいという意見が出されておりますので、評価基準としても作成したものであります。

2項の、国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置の項に移りますが、国民世論の啓発に関しましては、昨年度とほぼ同じような評価基準、評価指標を設定しております。

(2)の北方四島との交流事業というところがございまして、②の専門家交流の欄につきまして、評価基準のところににつきまして、「派遣した教育専門家や日本語講師等から報告を受けているか」といった点を念頭に評価基準案を書いております。

また、中期計画の各項目(3)の次、(4)元島民等の援護というところがございまして、その②自由訪問に対する支援のところでも、報告書の内容というところで、「効果的な実施に資する報告書の提出を受けたか」という項目を設けています。

以降、融資事業につきましては、評価指標、評価基準、おおむね前年度と同じような基準を設けています。

ただ、(5)の③の評価指標、更生・生活資金のリスク管理債権額の状況、それから、住宅改良資金のリスク管理債権額の状況につきましては、前中期計画期間中のリスク管理債権平均残高の90%以下に抑制するというところにつきまして、Aを90%以下、それからDを前中期計画期間中の割合を超える場合、すなわち100%超ということとしておりますが、ここにつきましては、数字はこれでよろしいかということを改めて御確認いただければと思います。

以降の評価指標、評価基準等につきましては、前年度とほぼ同じでございます。

項目別評価表につきましては、おおむね以上です。

○上野分科会長 ありがとうございます。

項目別評価表はこれでよろしいかどうかということについて審議したいと思いますが、何か御意見、御質問等がありますでしょうか。

○小町谷委員 一番最初に御説明のあった内部統制・ガバナンス強化のところ

なのですが、ほかのところの評価項目と違って、若干、何かここの評価項目は非常にざっくりしたものなのかなと思うのですが、総務省の方の委員会から来たものは、コンプライアンス体制の整備状況のところ括弧内で割に具体的なものが上がっていますが、こういった具体的な内容を組み入れて評価をするというようなことは、どのようにお考えなのでしょう。

○金原係長 評価項目の欄につきましては、北対協の平成20年度計画からの抜粋でありますので、評価指標、評価基準の欄をどう考えるかというところですが、評価基準のこの十分なコンプライアンス体制が整備されているかというところにつきましては、コンプライアンス体制が整備されているかということの評価するということを明らかにしていただいて、総務省から求められていることについて、実績の評価のときに先生方に書き込んでいただくことにしてはどうかという趣旨で書いておりますが、もし、評価基準の書きぶりなどに変更が必要であれば、御審議いただければと思います。

○上野分科会長 小町谷先生の御質問の趣旨は、例えば、この参考資料の3の7ページのところ書いてある括弧書き、「倫理行動規程の策定、第三者を入れた倫理委員会等の設置、監事による内部統制についての評価の実施」という、これ自体をこの評価基準の中に、それがあるとかないとか、達成されているとかされていないとか書き込んではどうかということですか。

○小町谷委員 もともとそういうことを予定しているのかも含めて、もしも予定しているのであれば、「策定したのか」としてしまった方がよいのではないのでしょうか。「十分なコンプライアンス体制」というのが、何をもって十分なコンプライアンス体制なのかということがよくわからないものですから、評価する側からすれば、実は、こういうことは割にはっきり書いてあった方が評価が決まりやすいという感じがするのですけれども。

ただ、評価項目のところを検討を行うということなので、どのようなことをやるかも含めまだお決まりになっていないのだったら、そこを書き込んでも仕方がないのかなと思うのですけれども。

○上野分科会長 ですから、まず平成20年度の計画というものがあって、それで、その計画が達成されているかどうかということが我々の評価なので、そもそも計画の段階で上げられていないことを、いきなり評価のところ、これができているとかできていないとかということは言えないということがあるのですよね。ですから、この総務省が言っていることはもっともなことなのですが、これをもし考えてということであれば、次のサイクルの際に行うのが妥当ではないでしょうか。

○小町谷委員 次のときからということになるのでしょうか。

○上野分科会長 そうですね、次のサイクルの段階で、計画の中にもう少し具

体的なことを入れていかなければいけないということでしょうね。中期計画の項目が「内部統制・ガバナンス強化に向けた検討を行い、その向上を図る」で、評価項目が、「内部統制・ガバナンス強化に向けた検討を行う」、評価指標が「内部統制・ガバナンス強化」、それで評価基準が2つとこうなっているわけですね。

○小町谷委員 わかりました、はい。

○上野分科会長 とりあえず我々が実績を書き込むところで、ある程度書き込めることについては書き込んでいくということで対処するとしか、ここについてはできないですね。ただ次のサイクルに向けて、計画の段階でそういうことを少しずつ入れていくということで考えられるかどうかということだと思っております。

これは、ですから、計画を立てる、そこにこういうより具体化した文言を組み込んでいくというか、要するに計画自体を具体化していくというやり方で今後やっていくことしかないと思うのですが。

○小町谷委員 次期以降ということでしょうか。

○上野分科会長 そうですね。

○小町谷委員 わかりました。

○上野分科会長 そういうことですよ、これね。計画の段階で。ですから、北対協さんの方でお考えいただいて、内部統制・ガバナンス強化ということについて、もう少し具体的に目標を設定していただいてということになると思いますね。

○間瀬理事長 内部統制というのは、何を具体的にどうすればいいかというのは、各企業みんな悩んでいるところですね。ですから、我々の協会としては、頭の中にあることをうたって、それが実現されているかどうかというのと、あと欠けているところは補強するというような格好をまずやっていくのではないかと思います。

○上野分科会長 北対協さんの方で、できる範囲でもう少し具体的に、今後、計画の段階でそれを入れ込んでいっていただくということでよろしいかと思うのですが。あとは、我々が実際に評価を出すところで、具体的な文章の中で、ある程度それを少しずつ入れていくことも必要だと思いますが。

そのほか何かございますか。

この評価表の文言自体に直接関係はないのですが、参考までに北対協さんの方でちょっと伺っておきたいのですが、例の、外務省がやって、人道支援ということで、船で人道支援物資を運んで行ったところ、出入国カードを記入せよということで戻ってきたということがありますが、これは外務省の事業であって、北対協がやっている事業と直接的にかかわっていることではないの

ですが、その影響というのは何かあるんですか。

○岩崎事務局長 これは、まだちょっと出ていませんが、というか、来年度に向けてどうするかと少しずつ出てきているのですけれども、決着を待って、来年度事業の計画をどうするかというところからスタートしますので、まだちょっとどう進むかというところ、実は静観しているのが状況なのです。

一方で、実はこの中にもあるのですけれども、後継船舶の確保という事業を抱えていまして、平成20年度中に公募をかけて契約するという目標を立てているところがあるのですが、これが、そういう事態もありまして、結果的な話なのですけれども、ちょっと遅れているところがあることはあるのです。そういう意味では、影響は出ていると申し上げた方が正解かも知れません。

○上野分科会長 これはもう平成20年度の話ですから、それは、影響が出るとしたら21年度からという話になると思うのですが。

そのほか何か。渡辺先生、何かありますか。

先ほど事務局の方で御説明いただいた中では、数字ということで出てきたのは、(5)の北方地域旧漁業権者等に対する融資事業のところの更生・生活資金のリスク管理債権額の状況についてのところの数字が90%以下、90から95、95から100、100を超える、そうなっているのですが。

○金原係長 若干補足させていただきますと、前年度は、更生・生活資金については、平成17年度末から10%以上縮減という決め方にしていたので、ちょっと決め方が変わっているのですが、ただ、評価項目、20年度計画の各項目を抜粋したのですが、20年度各項目の評価項目に従いますと、リスク管理債権は前中期計画期間中の90%以下に抑制するとなっていますので、それを受けて評価基準もこのように設定したところがございます。

○上野分科会長 前年度を10%以上下回るというのと、前年度の90%以下というのは、数学的には同じことですよ。

○金原係長 そうですね。それで、年度計画の書きぶりも変えたので評価基準も変えたというところがございます。

○上野分科会長 前の書き方でも10%以上削減というのが評価Aなのですよね。

○金原係長 10%以上の縮減がA、10%未満の縮減がB、10%未満の増加がC、10%以上の増加がDということになります。

○上野分科会長 そうするとちょっと厳しくなっているのではないですか。前はAとBが減っていて、CとDは増えているということなのですか、評価基準は。

○金原係長 そうですね。

○上野分科会長 そうですよ。これはA、B、Cまでがマイナスですよ。Dだけがプラスですから、評価を少し厳しくしているというか、プラスの部分

を3段階に分けたと考えればいいかな。

○金原係長 そうですね、細かく段階を分けてあります。

○上野分科会長 そういうことですよ。ただ、これで数字的には私は問題ないと思いますが。

ほかに何か御意見、御質問等ございますでしょうか。

すみません、これは質問ですが、札幌事務所の移転というのはもう終わったのですか。

○間瀬理事長 完了しました。

○上野分科会長 市内での移動なのですか。

○間瀬理事長 そうです。

○上野分科会長 札幌はやはり中心部と少し中心から離れたところで、かなり不動産の値段が違う、東京ほどではないでしょうけれども。

○岩崎事務局長 ありていに申し上げますと、駅から地下道でつながっていることが札幌では土地柄、気候的に重要視されていると思います。ですから、ちょっと外れると少し家賃が安くなる。物理的にはそんなに離れていないんですけれども、どうしても金融関係がありますので。でも、年間で100万円節約できるだろうと思います。

○上野分科会長 なるほど。札幌のJRの駅から南にずっと延びる、あの地下歩道。

○岩崎事務局長 はい、あれですね。あれに今までくっついていたんですけれども。南でいいのかな。西ですね。

○上野分科会長 西ですか。

○岩崎事務局長 あれからちょっと外れたところになります。

○間瀬理事長 京王プラザホテルの方へ出ているところですね。

○上野分科会長 よろしいようでしたら、この評価表で評価をするということで決めたいと思いますが、よろしゅうございますか。

(「はい」と声あり)

○上野分科会長 それでは、続いて、北対協の方から、長期借入金及び業務方法書の変更について、御説明をお願いしたいと思います。

○柿崎上席専門官 それでは、「業務方法書の一部変更について」ということで、資料の4がお手元にありますので、そちらで御説明させていただきます。

業務方法書の一部変更についてでございます。

業務方法書の第7条第2項第1号に係る貸付利率及び限度額の一部を以下により、別添のとおり変更することとしたいということでございます。今回、貸付利率と限度額の2点について変更をお願いしたいということでございます。

業務方法書の中身につきましては、2ページ、次のページから8ページまで

記載してございます。申し訳ございませんけれども、3ページ目をごらんいただきたいと思ひます。

第6条の次に第7条がござひます。これは、貸付業務にかかわる事項について記載してござひます。第2項の第1号に貸付条件等がござひます。貸付金の種類、貸付金の使途、相手方、利率、償還期限、据置期間、それから限度額、年間の貸付枠については、別表のとおりとするということになってござひまして、この別表が7ページと8ページ目に、大変小さい字で申し訳ないのですけれども、記載してござひます。

この別表の中には資金の種類が記載してござひますが、中ほどのところにある利率、それから右端にござひます貸付金額の限度、この2点について今回変更させていただきたいと考えてござひます。

この詳細につきましては、次の9ページ目に新旧対照表がござひますけれども、こちらの中で後ほど詳しく御説明申し上げたいと思ひます。

大変申し訳ございませんけれども、資料4の1ページ目にもう一度お戻り願ひたいと思ひます。変更事項が2つござひまして、1. でござひますけれども、貸付金の種類のうち漁業資金、農林資金、商工資金、ここまでは事業に関する資金ということでござひます。それから、住宅資金に係る利率の変更ということでござひます。

貸付利率につきましては、毎年4月と10月、年2回定期的に見直しを行つております。定例的に貸付利率の変更を行つてござひます。今回は、4月からの貸付利率について、3月の基準において変更をお願いするということでござひます。

申し訳ございませんけれども、10ページ目をごらんいただきたいと思ひます。

10ページ目につきましては、年2回定例的に貸付利率の見直しを行つていりますが、そのときの基準とする考え方について、以前から関係主務省庁の承認によって取り運んでいる内容でござひます。

1. がその住宅資金の基準金利、2. が事業資金の基準金利、3. に経営資金の基準金利と書いてござひますけれども、今回は、利率の改正を行うに当たりまして3. の中身を一部変更してござひます。それにつきましては、次の11ページの資料で御説明したいと思ひます。

右側が変更前の貸付利率の設定方法でござひます。3. 経営資金の利率は、「国民生活金融公庫の『経営改善資金』の利率の80%の水準に設定する」ということでござひました。これにつきましては、左の変更後ということで、「北海道の制度資金である『漁業振興資金』の利率の80%の水準に設定する」、こういう形で変更いたしたいということでござひます。

その理由といたしましては、今まで参考にしてきた経営改善資金につつまし

ては、貸付期間が7年というものでありまして、この利率は長期プライムレートを基準にした利率でございました。これに対しまして、当協会の経営資金でございませぬけれども、ほとんど100%近くが旧漁業権者等が利用しております1年以内の短期の運転資金でございませぬので、従来基準にしていた長期プライムレートの経営改善資金を使用することが、実際に使われている現状とは余り合わないのではないかという矛盾が生じてきております。

その一方で、北海道の漁業振興資金につきましては、北海道内の漁業者が多く利用している制度資金でございませぬけれども、短期プライムレートを基準にしておりますので、今後につきましては、こちらの短期プライムレートを基準にした漁業振興資金を使用するのが合理的ではないだろうかという考え方で、このように変更させていただくということでございます。

恐縮ですが、もう一度9ページ目にお戻りいただきたいと思っております。これは、先ほどの考え方によりまして新旧対照表を示したものでございます。先ほどの業務方法書の別表を抜粋した形になってございます。

貸付金の種類等ということで、左側に貸付金の種類がございませぬ。1. は、個人が営む漁業に必要な資金でございませぬ。貸付金の使途でございませぬけれども、(1) から (4) とありますが、これは設備の種類でございませぬ。漁船建造から漁網購入、そういった種類が分かれてございませぬ。利率でございませぬけれども、変更後(1.28%) ということで、変更前につきましては1.36% ということでございませぬ。その下の(5) 及び(6) でございませぬけれども、これは、漁協からの転貸貸し付けに関する漁協に対しての貸付利率でございませぬ。漁協が0.5%の利ざやを取るという形にしてございませぬ。(7) が経営資金でございませぬ。(8) が、その経営資金の転貸貸付分でございませぬ。

以下、2. は農林畜産関係、3. が商工業関係で、4. は生活に必要な資金ということで、(1) の経営資金から(3) の修学資金までは変更ございませぬけれども、(4) 以下、これは住宅の改良・新築資金、土地購入資金ですが、これがフラット35の金利の変更によりましてこのように変更させていただくということでございませぬ。

申し遅れましたけれども、この変更後の金利は2月末現在の金利を基準にしてございませぬので、4月以降の金利につきましては、3月末の実際の金利によりまして設定いたしたいということでございませぬので、その点、御理解いただきたいと思っております。

貸付利率につきましては、以上でございませぬ。

申し訳ございませぬけれども、1ページ目にもう一度お戻りいただきたいと思っております。変更事項の1. の次の2. は、経営資金の限度額の変更ということでございませぬ。

内容のところの下の部分に「経営資金の限度額の変更」と記載してございます。現行「400万円」を、変更後「800万円」ということでお願いするものであります。

経営資金の限度額につきましては、平成6年に今の400万円に一度限度額を変更してございます。それ以降10数年間、限度額については据え置いてまいりました。実際に利用している法対象者の方々から、限度額がちょっと低過ぎるというお話がございまして、それによって今回引き上げさせていただくということでございます。

ちなみに、今まで利率の参考としていました日本政策金融公庫の経営改善資金の限度額が1,000万円でございます。それと今回利率の基準とする北海道の漁業振興資金の限度額でございますけれども、これは800万円となっております。協会の経営資金の限度額につきましても、道の振興資金と同じように800万円ということで、今回お願いしたいということでございます。

これにつきましては、申し訳ございませんけれども、先ほどと同じように9ページ目に新旧の対照表が掲げてございます。右側の貸付金額の限度ということで、変更後の欄の中に「1人当たり800万円以内」と変更してございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

業務方法書の一部変更につきましての説明は、以上でございます。

○上野分科会長 ありがとうございます。

○柿崎上席専門官 続けてよろしいでしょうか。

申し訳ございません。それでは、資料の5に基づきまして、長期借入金と償還計画について御説明させていただきます。資料の5でございます。平成21事業年度長期借入金と償還計画についてということでございます。

長期借入金を必要とする理由につきましては、北方地域旧漁業権者等に対する漁業、その他事業及び生活に必要な資金の貸付財源に充てるためということでございまして、その財源について、市中金融機関からの長期借入金で対応してまいるということでございます。

2. 借入金の額でございますが、貸付計画14億円以内を計画してございます。それに対応するための長期借入金の額ということで16億6,890万円が必要でありますので、これについて借り入れをしたいということでございます。内訳としましては、10億円の基金がございまして、それを一部担保として提供して借り入れする部分がございますので、その有担保借入が2億4,890万円で、その差額については無担保の借り入れということで14億2,000万円でございます。

3. の借入予定先でございますが、5行でございます。北洋銀行、北海道信用漁業協同組合連合会、信金中央金庫、三菱東京UFJ銀行、ここまでは去年と同様でございます。そして、大地みらい信用金庫、平成21年度からは新しく大

地みらい信用金庫から借り入れを行う予定でございます。大地みらい信用金庫は、根室市に本店を有している信金でございます。

4. は、借入金の利率でございます。10億円の基金を担保にしている有担保扱いの借り入れでございますけれども、0.90%ということで、預けている定期預金0.4%に0.5%をプラスして借り入れしているということでございます。無担保扱いにつきましては、みずほコーポレート銀行の発表しております長期プライムレート、2月末では2.25%ということになってございます。実際の借り入れする段階では、そのときの長期プライムレートで借り入れすることになるかと思っております。

借入金の償還につきましては、元金均等の年賦償還ということで、7年以内に返済するというところでございます。

利息の支払の方法等は、記載のとおりでございます。

次のページにつきましては、償還計画を記載してございます。

1. の表をごらんいただきたいと思っておりますけれども、21事業年度増減見込につきまして、新しく借入予定額が16億6,890万円、それから、今まで借り入れしている部分も含めた償還の予定額ですけれども12億8,910万円ということで、3億8,000万円ほど借り入れが増えた形になります。したがって、平成20事業年度末の借入金の残高見込が51億3,380万円ですが、21事業年度末におきましては借入残が55億1,360万円ということでございます。

これの内訳につきましては、3ページ、4ページに記載してございますが、御説明は省略させていただきます。

2. につきまして、長期借入金の償還の方法を記載してございます。元金均等7年年賦償還ということで、平成22年度から27年度までは2億3,850万円、最終年度、28年度につきましては2億3,790万円となっております。

なお、この長期借入金につきましては、協会の業務運営並びに財務及び会計に関する命令の中で主務省の認可が必要になりますので、その関係で財務省にも諮ることとなります。

長期借入金と償還計画につきましても御説明は、以上で終わらせていただきます。なお、先程説明いたしました業務方法書の一部変更につきましては、予算に影響があることから、平行して財務省と協議を行っているところでございます。また、今説明いたしました長期借入金と償還計画につきましても財務省の協議事項でございます。ご理解の程よろしくお願いたします。

○上野分科会長 どうもありがとうございました。

何か御質問等ございますか。

○大隈委員 すみません、ちょっと遅刻して申し訳ないのですが、まず2点ほどありまして、資料4のところ、貸付金の種類として漁業と農林、商

工、住宅とあると思うのですけれども、それと事業資金、経営資金との関係はどうなっているのか教えていただきたいのと、2点目が、資料5のところ、10億円の基金を担保とした借り入れが、10億円あるけれども、このうち有担保で借り入れるのは2億4,800万円というのは、これは限度がこういうふうに決められてしまうのでしょうか。この点をちょっと教えてください。

○柿崎上席専門官 わかりました。

恐れ入ります、最初の方の御質問からお答えさせていただきます。

資料の4の中の資金の内容でございますけれども、7ページ目をお開きいただきたいと思いますが、7ページ目が別表ということになってございまして、左側に貸付金の種類が記載してございます。漁業を例にとりて御説明申し上げますと、1. が、個人が営む漁業に必要な資金ということになってございまして、貸付金の使途の中に、(1)は漁船の建造、取得であります。(2)は漁船用機器の設置でございます。(3)、(4)ございまして、(5)と(6)は貸付方法によるものでございます。(7)が経営資金ということで、運転資金という内容になってございます。左側の貸付金の種類等の1.の漁業から2.の農林・畜産、それから3.に商工業がございましてけれども、この1.から2.、3.を含めて、私どもは事業に必要な資金として区分させていただいているということで、何か事業をやるための資金を事業に必要な資金と呼んでおります。

次の8ページ目の別表につきましては、生活に必要な資金という大区分の中で分けさせていただいて、生活に必要な資金の中には、更生資金、生活資金、修学資金、住宅資金もある、こういう分類の仕方をさせていただいております。先ほどの事業に関する資金につきましては、生活資金以外の漁業あるいは農林・畜産、商工業関係に使う資金、それを細分化しまして、いろいろな資金の使い方、例えば、漁業を例にとると船をつくる場合の資金あるいは漁網を買うときの資金、それから運転資金、これは経営資金と言っておりますけれども、そのような区分をして貸し付けしているのが実態でございます。

というのは、船の場合、長く使うものですから、大体15年ぐらいの耐用年数がございまして。一方、漁網の場合はせいぜい4年か5年しか使えないものですから、貸付期間が、片方は5年以内だったり、片方は15年以内だったりするものですから、それによって資金の使途によって分けているということがございます。

先ほどの資料5の長期借入金ですけれども、10億円のうち、21年度の借入期間において、今現在担保に入れている資金がありますが、それが、いつかの時点ではちょうど償還期限が来ますので、償還によって担保が空く状態になります。担保が空く金額を有担保で借入できますので、その金額が2億4,890万円

ということでございます。それ以外の部分については、もう既に担保に入っている、そういう意味でございますので、よろしく願いいたします。

○大隈委員 ありがとうございます。

○渡辺委員 ちょっと質問ですけれども、例えば、融資を受けたいという人が漁網とかほかのものを幾つか並立で支出するケースもあるわけですよね。子どもが高校でということで、高校の方のことも抱き合わせということも、場合によったらあるかもしれない。

○柿崎上席専門官 原則的に、漁網と漁船をつくる場合、それは別事業としてとらえさせていただいています。ですから、2件借りていただくこととなります。網の資金と船の資金は別々になります。

同じような理屈で、就学資金につきましても、それぞれ単独で申し込んでいただくこととなります。

○渡辺委員 年間の貸付額が14億円となっていますよね。これで、希望者が殺到してとか希望件数が多くなって、悪いけれどもちょっと減らしてくれとか、そういうようなケースもあるんですか。単なる参考までですが。

○柿崎上席専門官 今までのところ、そういったケースはなかったと思いますが。ありましたか。

○間瀬理事長 数年前とか、一時期あったことがあるようですけれども、基本的には、今は大体14億円のうち4億円は留保しておきなさいと言われて、大体10億円のベースでやっているのですね。

金利のところの変更が非常に複雑だと思うんですが、2つ大きくありまして、1つは定例で変更する、すなわち計算をする根拠のところは変わらないで、金利が変わってきましたから従来の計算方法で変えさせてくださいというのが一つと、もう一つは、経営資金のところは、ベースになる計算方法を変えさせてください、これが2つ、今、重なっていますので、非常に複雑になっていると思いますが、金利の変更というのは年に2回は必ず、毎年大体今までやっておりまして、これは定例です。今回、北海道の漁業振興資金をベースにするところ、一番計算の根拠のところが変わりましたので、そこも一つお願いしたということで、金利のところは2つあるわけですね。

それとあと、資金枠のところは、経営資金が400万円が800万円という、この3点セットになっております。

○小町谷委員 経営資金の限度額の変更は、実際には、ちょっと枠が低いというような御要望がたくさんあるということなんでしょうか。

○柿崎上席専門官 はい、そうです。

○間瀬理事長 いいですか。

これは、主として定置網の業者が一番使われるのですが、今まで見ますと大

体700万円から800万円の間なのですね。それで北海道は恐らく800万円という枠がかかっています。すると、私どもは今まで400万円だったので、定置網に使えないということで非常に使い勝手が悪かったということで、何とかこれを増やしてくれないかという要望が強くて、それで今回、この800万円に上げさせていただきました。

主として定置網のものでですね。定置網の場合、5月ぐらいに準備をしておいて、網を買ったり、あるいは準備をしてきて、だんだんに設置して行って、魚が獲れ出して、やはり10月ぐらいで終わってしまうのですか。

○柿崎上席専門官 11月くらいですね。

○間瀬理事長 11月ぐらいで、半年ぐらいで終わりますから、非常に短期に出て、魚が獲れ出すと、収入が入ってきて借金が返されるとういうことになっています。

○上野分科会長 ほかに何か質問ございますか。

○大隈委員 限度額が変更することによって、その償還の期間というものの変更というのは、併せてはないんですか。

○柿崎上席専門官 限度額を上げていただくのですけれども、400万円から800万円ということで、今、理事長からお話がありましたけれども、資金の需要が、今言いましたように5月に、あるいは4月に貸し付けして、期限が11月、12月ということで年度を越さない資金なのです。それで、先ほど御説明いたしました長期借入金の方には全然影響してこないということでございますので、その点、短期間に有効に使っていただける資金ということで、大いに使っていただきたいと考えてございます。

○間瀬理事長 それは、魚が獲れてしまえば、お金が入ってきますから、一遍に返せるということですね。

○上野分科会長 利率とかは、皆横並びでやっているのですね。

○柿崎上席専門官 はい、そうです。

○上野分科会長 借入金額は大体どのぐらいになるんですか、予定としては。

○柿崎上席専門官 資料5の2ページ目でございますけれども、1.の表の一番最後、55億1,360万円。

○上野分科会長 ありがとうございます。

何かほかに質問、よろしいですか。

これは親会議の方でもう一度やっていただくんですよね、御説明はね。

○間瀬理事長 そうですね。

それからあと、農林水産省の独立行政法人の方でも同じことを説明させていただきます。この貸付金に関してですね。

○上野分科会長 ありがとうございます。

それでは、最後に、事務局から今後の予定について御説明をお願いいたします。

○山本参事官 資料6を配ってございますけれども、3月5日に今の親委員会がございます。その後、7月、8月と、今日お決めいただきましたけれども、それに基づきまして20年度の実績評価の評価書を決定する手順をお願いするという手順です。

以上でございます。

○金原係長 評価表に関しまして、大隈先生から何か御意見があれば。

○上野分科会長 大隈先生がいらっしゃる前にもうやっていたのですが、資料の2、3について、何か御意見などお持ちかどうかということなのですが。

資料の2については、おおむね前の年と同じですが、計画が同じですので、Ⅲの法人の長等の業務運営状況について、これは、役職ごとに項目を細かく立てたところと違うということですね。

あと、項目別評価表は、これもほとんど同じだと思うのですが、大隈先生がいらっしゃる前にちょっと議論していたのは、2ページ目のところの「内部統制・ガバナンス強化に向けた検討を行い」と、そのところで、実は総務省の方から我々の評価委員会に対して、コンプライアンス体制についての評価と、もう少し具体的にというのが、これは参考資料3のところに書いてあるのですが、そういう意見が出ていましたので、ちょっとそれに関連して小町谷先生から、もう少し具体的な書きぶりが必要ではないかと。

具体的に言うと、参考資料3の7ページ目のところに出ているのですが、コンプライアンス体制の整備状況について、注文の方は括弧書きで、倫理行動規程の策定とか第三者を入れた倫理委員会等の設置ということが書いてあるのですが、そういうことはこの項目別評価表に入れていないでいいのかということなのですが、そもそもこれは計画の段階で入っていないと、この項目別評価表の段階で評価するところに入れるということでは難しいということなので、とりあえずこういう形で項目別評価表はつくることにして、次のサイクルのときに、なるべくこの内部統制・ガバナンス強化に向けては、目標を設定する段階で、北対協さんの方で中身についてもう少し具体化していく、それを検討していただくということで、とりあえず今回はこの形で、お手元にある表のままでやろうということになりました。

よろしいですか。

○大隈委員 はい。

○上野分科会長 それでは、もう親会議は3月5日ですので、今週の木曜日ということになると思うのですが、そこで改めて先ほど説明していただいた長期借入金と業務方法書の変更について、もう一度聴くのですが、その後の予定、

先ほど説明していただいた通りということになります。

あと、特に委員の先生方、あるいは北対協の方から何か御発言ございましたら。よろしゅうございますか。いいですか。

(「はい」と声あり)

○上野分科会長 それでは、本日予定しておりました議題はすべて終了いたしましたので、これにて北対協分科会を終了いたします。

どうもお疲れさまでした。ありがとうございました。